平成20年

刈谷知立環境組合議会第2回定例会会議録

平成20年6月23日

議事日程第2号

平成20年6月23日(月)

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第1号 平成19年度刈谷知立環境組合一般会計継続費の繰越しについて

出席議員(15名)

1番 安 部 周 一 2番 樫 谷 勝

3番 石川信生 4番 神谷昌宏

5番 佐 野 泰 基 6番 神 谷 ひさ子

7番 大長雅美 8番 塚本孝明

9番 嶋 﨑 康 治 10番 寺 田 吉 成

11番 野村武文 12番 田中信好

13番 山 内 智 彦 14番 渡 辺 周 二

15番 中島牧子

欠席議員(0名)

説明のため議場に出席した者(5名)

管理者 竹中良則 副管理者 本多正幸

会計管理者 岡本和夫 所長 酒井恒房

業務課長 稲垣重敏

職務のため議場に出席した事務局職員(7名)

技 監 岩﨑 翼 副主幹 佐藤豊

主 幹 深谷鋼一 主 幹 高木基光

副 主 幹 野 村 定 利 副 主 幹 稲 垣 重 雄

副 主 幹 伊藤寿

○所長 (酒井恒房)

本日はご多忙の中、組合議会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。

開会前に、本日の定例会の運営などについてご説明申し上げます。

最初に、日程第1、会議録署名議員の指名を行っていただきます。

引き続き、日程第2、会期の決定を行っていただきますが、会期につきましては、本日1日間ということで議長からお諮りをいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第3、報告第1号平成19年度刈谷知立環境組合一般会計継続費の繰越しについてご報告させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(塚本孝明)

開会前の諸般のご報告を申し上げます。

携帯電話は電源を切っていただくか、マナーモードにしておいていただきたいと思います。

また、発言される場合は、マイクのスイッチを入れていただきますようお願いをいたします。

午前9時58分 開会

○議長(塚本孝明)

ただいまから、平成20年第2回刈谷知立環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、過日送付いたしました議事日程表のとおりでありますので、ご了承を願います。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本組合議会会議規則第72条の規定により、会議録署名議員には、5番 佐野泰基議員、12番 田中信好議員の両議員を指名いたします。

○議長(塚本孝明)

次に日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塚本孝明)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をしました。

○議長 (塚本孝明)

次に日程第3、報告第1号平成19年度刈谷知立環境組合一般会計継続費の繰越しについて、本件の報告を願います。所長。

○所長 (酒井恒房)

報告第1号平成19年度刈谷知立環境組合一般会計継続費の繰越しについて、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費の繰越しについて報告をするものであります。

別紙の平成19年度刈谷知立環境組合一般会計継続費繰越計算書をお願いをいたします。

4款1項建設事業費。事業名は、一般廃棄物処理施設整備事業であります。

平成19年度の予算総額は、51億9, 895万2, 440円で、これに対します支出済額は49億5, 645万7, 260円でありましたので、残額 2 億4, 249万5, 180円を翌年度に逓時繰越をするものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長 (塚本孝明)

ただいまの報告に対する質疑を許可します。

11番 野村武文議員。

○11番 (野村武文)

ただいま報告をいただきましたのですが、さきの3月議会につきましては、追加交付金があった ということでございますけれども、お聞きしたいのは右の方の翌年度逓時繰越額2億4,249万5,180 円、これについて、どういう内容かになっているかについてお願いします。

○議長 (塚本孝明)

所長。

○所長 (酒井恒房)

逓時繰越の内容でございますが、約2億4,000万円のうち2億円につきましては、交付金の追加に対応するため3億円の補正予算をさきの3月議会でご承認をいただいたところでございます。

この3億円の事業費のうちの未施行分であります燃焼ガス冷却設備、いわゆるボイラーの工事費でございます。残りの約4,000万円でございますが、これは当初計画にありましたグラウンド整備工事と車庫建設の工事費でございます。

これらの工事につきましては、建設予定地などが仮設の資材置き場、仮設建物や工事の作業ヤードとして現在利用しているため、工事の調整上、着手をおくらせたためのものでございます。 以上でございます。

○議長(塚本孝明)

15番 中島牧子議員。

○15番 (中島牧子)

今、逓時繰越の件で議論され、仮設の資材置き場があるためにできない工事ということで持ち越 されるという内容で、全体としては工事の進捗が以後順調に進められるかどうかということが担保 されているかどうか、この点だけは明らかにされなければならないと思うのですが、その点をお尋 ねします。

○議長 (塚本孝明)

所長。

○所長 (酒井恒房)

現在の工事の進捗といいますか、状況でございますが、これは一応計画どおり、多少1日とか2 日の計画のずれは出てきますが、おおむね計画どおり進んでおります。順調に進んでいると理解しております。

以上でございます。

○議長(塚本孝明)

15番 中島牧子議員。

○15番(中島牧子)

工事についてはわかりました。

この繰越しというそのものではございませんけれども、環境組合の運営の問題で、一つ市民からの苦情がありまして、この場をおかりしてお尋ねをしたいというふうに思うんですけれども、それは、クリーンセンターの方ではなくて、向こうのプールの方の施設の浴室を知立の市民が利用した際に、おふろで4名入浴をしたということですが、自分以外の3名の方に入れ墨があったということで驚いてしまったという、こういうことでした。

それで、こういう件についての対応は、さまざまな施設では公共施設でも、部分的にどうかと思われることについては遠慮願いたいと、こういうことは一般的にはなっているわけではありますけれども、クリーンセンターではどういうふうな対応をしているのかという、その点を伺いたいと思います。

市民のそういった問題に対してどういうふうなお答えをしたらよいのでしょうか。

○議長(塚本孝明)

所長。

○所長 (酒井恒房)

ウオーターパレスでの入浴者の中に入れ墨が入った人がいたというようなことでありますが、私 どものウオーターパレスのプールでは基本的に入場禁止としております。しかし、どうしてもプー ルに入りたいというような場合は、ラッシュガードという水着生地の長袖シャツを着用していただ いて許可をしております。 ご質問のおふろについては、以前から入場禁止にはしておりません。今のところトラブルを起こすこともなく、迷惑行為や問題行動をしないと思われます。現在のところ静観をしているという状況でございます。以前から許可していたというような経過もございますし、これからも日々油断なく観察をしてまいりたいと考えておりますので、入場禁止については今後の課題ということでご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長(塚本孝明)

15番 中島牧子議員。

○15番(中島牧子)

これはインターネットで、クリーンセンターのところからプールの方、それから浴室ということで、こういう施設案内ということで出ているわけですけれども、これについては開館時間等も、プールも浴室も休養施設も一体のものとして記録がされてホームページに出ております。

その中で「入場制限」というところの中にそういった問題も、「入れ墨をされている方は入場できません」と。プールだけではなく、全体のものではないかというふうに私は思うんですけれども、 一応こういうふうに「入場できません」ということでオープンになっております。

ただ、さまざまこの入れ墨問題について調べてみると、人権問題になってしまうのではないかという意見がインターネットの中にいろいろな書き込みがあったり、しかし、一緒にゆっくりおふろに入りたいと思ったときには動揺するんだと。やはりほかの方へのそういったものだけでも迷惑というものがあるんだという、両方の意見が出されていることも事実であります。

私も市内のおふろ屋さんにちょっと聞いてみたんです。そうしたら、やはり「問題を起こしちゃだめだよ」ということをまず本人に言うと。もちろんその上で「なるべくタオルで隠して入ってくださいといってお願いしています」というふうにしているんです。ですから、プールではそれ専用の隠す水着を羽織ってもらうということであるならば、おふろについても、少しそういうふうに皆さんに気を使っているんだよということを示せるような形で入浴していただくということは最低限必要なのではないかなというふうに思います。

それは、今後、話し合って検討していただけるということですので、そういった面を含めて検討をしてもらうべきではないかというふうに思うのですが、自分の家で入れる方は自分の家で入っていただければいいわけですが、人権問題というのは、「もう、おふろは家にもなくて、そこしか入れないんだ」、「あとどうしようもないんだ」という、こういう方も見えるのかもしれませんのでその辺は慎重にすべきところもあるかもしれませんけれども、全体としては、ホームページにあるような基本方針というものがある以上そのような対応をしていくべきではないかというふうに思います。

もう一度、今後の考え方についてお答えをいただいて、ぜひ検討を詰めていただきたいというふ うに思います。

○議長 (塚本孝明)

所長。

○所長 (酒井恒房)

人権問題ですとか、今までの経緯だとかはあるんですが、社会状況の全体の流れとしてはそういった方にはご遠慮いただく、そういったこともよく理解できますので、私どももいま一度検討しながらスムーズな管理運営に心がけていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 (塚本孝明)

7番 大長雅美議員。

○7番(大長雅美)

おはようございます。逓次繰越の件は了解しますけれども、1点ちょっとご質問させていただきたいのですけれども、これは昨年の12月のときにもお聞きしたんですけれども、決算のときでしたか、クリーンセンターの土曜日の受付時間の延長と、こういうことなんですが、今現在、昨年の4月から11時だったものを12時まで追加延長していただいて、今は8時半から土曜日は一応12時までという、こういう受付時間ということになっております。それを私としては、平日と同じように16時まで、午後4時まで、これでやりたい、そういうことで了解していただいた経緯があるんですが、そのときの答弁では、過去にも一時、第2土曜日でしたか、16時まで受付していた時期があったと。これは平成2年から平成9年にかけてということで、ほぼ10年以上前ですけれども、ただ、その当時は、受け入れを土曜日にやっているのだけどもお客さんが余り見えないということでやめたと、そんなこともあったということもお聞きをしました。

それから、近隣市町の状況もお聞きをした中で、たしかこの辺の5団体でいくと、2団体は土曜日の午前中の受付だとか、日曜日は、岡崎は第4日曜の午前中とか、安城は第3日曜の午前中とか、あと衣浦衛生組合ですか、そこは日曜日なんかで7回午前中だけ営業していると、こういうことでお聞きをしたんですが、それと比べると、この刈谷知立のクリーンセンターは12時までということで遜色がない、こういうご答弁もあったわけです。ただ私はそのときに、これで新しい施設が来年度からスタートするということで、そういうタイミングを計って、そういうもう少し突っ込んだサービスとか、そういうことでやっていただけないかと。

ただ、それにはある程度の費用も、人件費だとか職員さんの勤務体制、ある意味若干見直しも要るということで、今までこういう算定をしていませんから、一度そういうことも算定してくださいということで言ったのが、最後に、そういうことについては費用対効果ということで、勤務体制とか人件費等々を一度調査研究と、こういうことをやっていくということをお聞きしたものですから、

その後のフォローといいますか、実際そういう計算をやっていただいているのだろうかということ を確認するのと、あわせて、半年しかたってないんですけれども、その辺の受付時間の延長に対し て今現在の考えをお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○議長 (塚本孝明)

所長。

○所長 (酒井恒房)

大長議員からの、土曜日の受付を平日と同様午後4時まで行ってはどうかということでございます。

まず人件費につきましては、土曜日の午後の受付をするとした場合、これはあくまで試算でございますが、新たに必要となってくる人件費は、職員とか委託業者などで12人必要となりまして、年間で430万円ほどになろうかと思っております。

ただし、これは土曜日午後の勤務に係る人件費だけを計算したものでございまして、実際には、 年間を通じて運営する場合には、勤務のローテーション、その穴埋めをする人員が新たに必要になって、その人件費が上乗せされるのではないかと思っております。

それから、考え方でございますが、土曜日の受付につきましては、平成19年4月に、それまで午前11時までであったものを、1時間延長して午後0時までとしたものであります。この時間延長後の利用の状況でございますが、土曜日の混雑が若干緩和されている状況でございます。ごみの受け入れは土曜日は午前中という、そういった認識が利用される市民の皆様にも定着してきたようで、現在、土曜日の搬入は順調に来ているように思われますし、私ども刈谷知立環境組合ごみ受け入れなど住民サービスは、先ほど大長議員も言われましたが、他団体に比較しても遜色がないのではないかと認識をしております。

また現在、ご存知のとおり、新工場棟が建設中でありまして21年4月からの本稼動を前に、新施設の安定稼動、スムーズなごみの受け入れに向けた業務を現在では最優先に進めているところでございます。

しかしながら、より一層の市民サービスの充実は大変重要なことでありますので、今後、土曜日 の利用状況を注視しつつ、要望の内容についてさらに調査研究を進めていきたいと考えております。 よろしくお願いをいたします。

○議長(塚本孝明)

7番 大長雅美議員。

○7番(大長雅美)

今後も調査研究するということなんですが、人員的には12名ぐらいのようだということで、いろ

いろごみの受け入れが広がって、金額的には全然新しい気がしますけれども、そのぐらいかかるのかなというふうに思っております。

ただ、その辺の勤務体制等々も、ある意味、12人全部入れるのか、今現状のシフトをやりくりしてやるのか、そういうところも十分考えていただきたい。

私も細かく調べていませんけれども、ごみの搬入は、あれは地区によってどこでも第2水曜だとか第2火曜とか決まっていますよね。そういうのが集まってきた中で、基本的には月曜日から金曜日、土曜日はないと思いますけれども、そういう回収したものをこちらで受け入れるということでほとんど稼働はされていると思うんですけれども、そういう中でもどこか隙間はないのかなとか、細かいところですけれども、そういうところでそこの人員が浮けば、それを土曜日に回すとか、そういうところで12人丸々要るのかどうかわかりませんが、そういうことをもうちょっとしっかり研究していただいて、費用対効果と言われた話が具体的にちょっとお聞きできませんでしたけれども、でも、年間、土曜日1回だと100万円違うのか、土曜日4回だと400万円、500万円かかるのか、そういうところも実際もうちょっと細かく分析していただいて、その金額が出た段階で計算してもらうとか、私も、来年4月からオープンすると同時にと言いましたけれども、タイミング的にはいいと思うんです。

ただ、そちらのことを考えれば、新施設も稼動すると。まず、その動線というのか、どう流れて、どういう作業があってということがなれない間にそういうことをやってしまうと、恐らくばたばたしてしまうという、何か、そういうのも私もちょっと懸念するところがありますから、またいつか、やはりその新施設が順調に流れ出すか、落ち着いて一段落つけばということで、去年の4月から1年半近くたっていますから、そうすると2、3年たってやれば、今、所長が午前中で受け入れが定着していると言うけれども、これから午後もよろしいということも含めて、4時までということが定着するようにお願いしたいということで、これはそういうことで要望しておきますので。私、まだこの組合議会で長くこの分を聞きますから、よろしくお願いします。

以上です。

○議長 (塚本孝明)

1番 安部周一議員

○1番(安部周一)

私、今のその話も、前から同じような話で、所長が費用対効果の話をされたものだから、もう一つお願いしたいのは、これをやることによって出てくるメリットの方の計算がないんです。逆に言いますと、市民の皆さんが自分の車で持ち込んでくれるわけですね。とするならば、それだけ持ち込まれた物を、今、回収車でいろいろ回っている、それだけのごみの量を、もし取りに行ったら幾らかかるかという、そういう計算もぜひやってほしい。

それと、前から言っていますように、分別すれば資源になって、燃やせばごみになるわけです。 それが資源ごみとして回収されるという、このメリット、そういうこととこの人件費を相殺して、 この事業をやることの意義というものをしっかり理解してほしいということがありますので、ひと つお願いしておきたいと思います。これは関連でございます。

新たにもう一つ話をさせていただきます。実は、刈谷の6月議会でリサイクルプラザについての一般質問がございました。この中で、リサイクルプラザそのものについて、今度新しくなったところにおけるその面積というのはどれくらいのもので、その施設はどういうものかという、そういう質問に対しましてこういう回答がありました。

刈谷の場合で言ってちょっと恐縮なんですが、今、刈谷の場合はリサイクルプラザがありまして、約320平米です。今度のリサイクルプラザは全体で約240平米なんです。刈谷単体で320平米でありながら、刈谷と知立一緒になったリサイクルプラザが240平米と、スペースが小さいんです。これは、私らが考えると、本来一緒になれば大きくなるべきではないのかという考えがあるんですけれども、そこら辺についての考え方は、どういう形でこういうのが決まったのかという話。

もう一つは、そうだとしても、それが暫定であるならば将来の可能性があるのかという話ですけれども、これは暫定ですか、恒久ですかという質問に対しても、これは恒久的な施設として位置づけておりますということで、今度つくられるリサイクルプラザは全体で240平米で、現在のリサイクルプラザと同様に、リサイクルショップと再生補修家具の展示、作業スペースとするということで、そういう答弁があったわけですから、改めてお聞きしたいんですけれども、この新しくできるクリーンセンターの中におけるリサイクルプラザが、どういう形でこういう形に決まったのか。まずその経過を教えていただきたいということで、お願いいたします。

○議長 (塚本孝明)

所長。

○所長 (酒井恒房)

リサイクルプラザの設置についてのご質問でございますが、クリーンセンターではリサイクルプラザを設置するために、先に移転をしております既設の管理棟を改修し、2階の一部を展示場、再生家具補修場などとして整備をいたします。プラザでは、再生補修家具の展示、入札と生活小物、雑貨の受け入れ、販売を行うリサイクルショップの運営を予定しております。

運営の詳細については、構成市であります刈谷市、知立市とも協議、調整を図りながら平成21年、 来年の4月の開設を目指すものであります。

設置にかかわるこれまでの経緯でございますが、以前から組合として設置について調査研究をしてきたことではありますが、市議会からリサイクルプラザ設置の要望が出され、環境組合議会においてもリサイクルプラザ設置についての要望が出されました。

このような状況の中で、組合として開設について調査研究し、構成市であります刈谷市、知立市 の意向を確認した上で開設に向けて検討を進めました。

現時点におきましては、新たにリサイクルプラザを設置するスペースは、クリーンセンターの中で確保することは難しい、それから新工場棟の完成に伴い既設管理棟の2階の一部分、面積としては240平米になりますが、ここが空きスペースとなり、施設を有効利用できる、また、開設に必要な施設管理棟の改修・改装工事が、工場棟の更新工事の中に組み込むことにより工事経費が削減できる、新工場棟の稼動開始に合わせて開設ができる、このような理由によりまして施設管理棟2階にリサイクルプラザを開設をすることに決定をしたものでございます。

以上でございます。

○議長 (塚本孝明)

1番 安部周一議員

○1番(安部周一)

ありがとうございました。状況はわかりました。新しいクリーンセンターの中にリサイクルプラ ザはできないということで、今の事務棟の2階を、空いているからむだにしてはいけないからその 240平米でやろうというのはよくわかりました。

ただ、先ほどの大長議員が言われたように、クリーンセンターに新しい施設ができます。これから、特に刈谷なんかは名乗りを挙げたものですから環境問題というのは非常に大事な話になってきまして、ごみなんかもそうだと思いますけれども、そういう意味でいきますとこの施設というのは、私どもの環境の取り組みとしましては非常にシンボリックな施設ではないかと。市内の小学校においても社会科で3Rをきちんと、リデュース、リサイクル、リユースということを勉強として教えているわけです。私は、このリサイクルプラザというには、まさしくリユースであって、リサイクルであるということで、本当にいい基本になると思うんです。

そういう点でいきますと、多分これから新しい施設ができますと、市内の小中学生では絶対に総合学習でみんな見に来て勉強します。そういうときに、やはり教科書で習ったことを大人たちがちゃんとやって、きちんとした姿を見せているということはいいんですけれども、今お話しましたように刈谷知立です。知立さんが今までどういう取り組みをされてきたかというのは、正直言って不勉強で申しわけないですけれども、やはりそれはきちんとつまびらかに子供たちに見せて、大人たちの背中をきちんと見せて、ちゃんとやっているという姿が非常に大事ではないかなと思います。

刈谷の場合、もう一つ向こう側の逢妻川の近くにリサイクルプラザがあって、そこへ何か売るというのだけれども、いかにも補修した家具をあそこで持って行くのは大変だからここでやりましょうという話で多分話が来ていると思うんですけれども、この240平米が本当に恒久施設でこのまま終わってしまうのかなと。

アイディアなんですけれども、これは知立市さんには大変勝手な話を私が考えてしまって申しわけないのですけれども、補修された家具やなんかも、もし、このスペースが小さくて展示がうまくできなくて売れない、売る場所がないとしましたら、どこかでそういうものを直して、人が集まるようなところでそういうものを販売するようなことをもう一回考えられた方がいいのではないかと思うんですけれども、そういう考えというものは何かありますか。

○議長 (塚本孝明)

所長。

○所長 (酒井恒房)

現在の予定しているスペースが狭く感じた、あるいはもっといろいろな事業を展開していく、そういった場合には現在の敷地の中だけではなく、いろいろなほかの場所も考える、それも一つの考え方かなと思います。

お隣の安城市では、焼却施設とリサイクルプラザが別の位置に建設されております。こういった ことも一つの考え方かなと思います。

いずれにしましても、開設したリサイクルプラザがどのような状況であるか、その辺をよく見き わめまして、今後はしなやかに、したたかに対応していきたいと思いますので、よろしくお願いし ます。

以上です。

○議長 (塚本孝明)

1番 安部周一議員

○1番(安部周一)

しなやかにしたたかには大変結構だと思っておりますけれども、一つ、刈谷のことしか私知らないもので大変知立の方には恐縮な話になってしまうんですが、例えば、私一度、エコドームの話で日進市を見に行ったことがあるんです。やはり土日には、ああいう町の状況だから独身者のアパートが多いという形で、小さな部屋の中へ段ボールや新聞を置いておけないから、市役所の横にエコドームがあって、やはりものすごく大繁盛していて、いっぱい持ってくるんです。市役所の駐車場が足りないぐらいにやっているんです。そのときにそれだけ人が集まるものですから、やはりその隣にリユースできる物、補修した物などを展示して売っているんです。そういう一連の動きの中でこういうことをやられると非常に3Rが実るんです。

そういう点で、刈谷市長さんが管理者として見えたから、これは本当に私の個人的な意見なんですけれども、例えば、今度、刈谷市の場合は保健センターをつくりかえると、あそこの保健センターの跡地が空くんです。刈谷南口は「みなくる」といって、「みんなが来る」という、そういうキャッチフレーズでやっているのだったら、リサイクルにして、程度のいい物をああいうところで

販売するというのは、私は非常にいい話ではないかなと。これは刈谷だけではなくて、知立の人でも、だれか買ってもらえばいいわけです。日本全体としてそういう3Rをきちんとやっていくと。 みんな来る場所だったら皆さんに買ってもらうという、そういうことも、したたかに、しなやかにですか、ぜひ一つのアイディアとして、やはりクリーンセンターが操業するということは我々にとって本当に期待感が大きいだけに、それにもう一つ新たな3Rの精神をぶち込むような、そういう施策をぜひ前向きに検討していただくことをお願い申し上げまして終わります。

ありがとうございました。

○議長(塚本孝明)

11番 野村武文議員。

○11番 (野村武文)

あの近くへ行きますと、本当にすごい工場ができるなという、そういう感じなんですけれど、今からの質問は、いわゆる新旧の工場につきまして、その稼動が間近にきているということで、その新旧工場の切りかえがどういう形で行われるかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長 (塚本孝明)

所長。

以上です。

○所長 (酒井恒房)

新旧工場の切りかえはどのようになるのかということでございますが、手順といたしましては、 現在の予定では新工場は10月から機器の試運転に入ります。12月からごみの全量を受け入れし、燃 焼試験を含め焼却を行ってまいります。

旧工場につきましては、ピットに残るごみを焼却し終えた後に、12月中には焼却炉を停止する予 定でございます。

以上でございます。

○議長(塚本孝明)

11番 野村武文議員。

○11番 (野村武文)

本当に間近に新旧交代という、新規工場にかわるということで、間近なことだなというふうに思います。一つ心配なのは、いわゆる旧工場は、今の予定で12月には閉鎖というか、稼動を停止すると。そういうときに、いわゆるダイオキシンなどの有害物質、有毒物質というか、そういうものがある程度考えられるわけです。ついては、その旧工場の処置というか、それをどのようになさるのかお尋ねいたします。

○議長 (塚本孝明)

所長。

○所長 (酒井恒房)

旧工場の処置につきましては、いわゆる仕舞い養生を実施したいと考えております。具体的には、 焼却炉を停止した後に、今年度内に悪臭などの環境汚染防止処置といたしまして、ごみピット、灰 ピットの清掃、廃水処理各槽及び薬品タンクの清掃を行います。

また、ダイオキシンなどの有害物質飛散防止処置として、煙突頂上部の閉鎖工事を行います。さらに閉鎖後の工場棟の中に容易に侵入できなくするなどの防犯対策もとってまいりたいと考えております。これらの対策により周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮をしてまいります。

以上でございます。

○議長 (塚本孝明)

11番 野村武文議員。

○11番 (野村武文)

旧工場については、何というんですか、封鎖状態というか、密封状態にして有害物質の飛散だとか、そういう散らかしについて防止するというようなことがあったんですが、この先どうなっていくかちょっとわからないんですけれども、立派な工場ができまして、古い工場がそこにまだ残存していると。しかし、有害物質については一応閉鎖状態にして危険はないよと、こういうお話だったんですが、仮に、新しいのができて稼動して順調だと。そうすると、古い工場については、いわば無用の長物ということで、邪魔者というか、お払い箱という、残念な状況というか、仕事を終えていただいたということで、旧工場も放っておけば有害物質は飛散しないんですけれども、私個人としては壊した方がいいというふうに当然考えるわけです。

お金もかかっていろいろあるんだろうけれども、しかし、仕事を終えた旧工場をそのまま維持しているということについてもおかしな話だというふうに思いますので、これは今、有害物質等、ダイオキシン等は封鎖状態にあるんだけれども、しかし、例えば壊すということになると、今のピットだとか煙突だとかについて、壊す段階では有害物質が飛散をする状況が生まれるのではないかというふうに思うわけです。そういう場合にどうやって処理をするのか。あるいは法的措置等についてはどうなのかと。場合によってはその跡地利用について、それらもわかる範囲で結構なんですけれども、ご答弁願います。

以上です。

○議長(塚本孝明)

所長。

○所長 (酒井恒房)

仮のお話でございますが、現在の工場棟を取り壊すとした場合、その工事に当たりましてはダイ

オキシン類等の有害物質の対応処理がまず問題となってまいります。安全対策としましては、労働 安全衛生法、労働安全規則及び関連する廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止 対策要綱というものがございまして、それに基づきダイオキシン類へのばく露防止対策を適切に実 施する必要があります。

要綱の規定では、施設の解体などの際には管轄の労働基準監督署にその作業計画書を提出し、作業者への特別教育の実施、作業指揮者の選任、ダイオキシン類含有粉塵の発散抑制のための作業上の湿潤化、作業時の適切な防護具の着用などを原則としております。

そのほかに、焼却施設内に付着した灰、ダスト等について、サンプリングの調査の実施、空気中のダイオキシン類の濃度測定、ダイオキシン類の調査測定結果に基づく解体処理方法の決定、排水及び解体廃棄物の処理方法の適正化により、灰、ダストなどの付着物の除去等を実施いたします。 その後、焼却施設や工場棟建屋本体の取り壊し作業を行うこととしております。

いずれにいたしましても、現在の工場棟ですが、これが取り壊しと決定された場合には関係法令 等に基づき問題のないよう適切に対処するものであります。

以上でございます。

○議長 (塚本孝明)

13番 山内智彦議員。

○13番(山内智彦)

それでは、1点よろしくお願いします。先ほどの繰越額のご説明にもあったんですが、グラウンドを整備されるということで、この辺のスケジュールについて、どういったぐあいで工事を進めていって、いつから使用ができるのかということをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

これは以前は、少年野球とかいろいろな使い道でグラウンドを使われていて、その使用の仕方についても、もし、変更等を予定されているような、何か考え方の変更があればまた教えてください。 以上です。

○議長 (塚本孝明)

所長。

○所長 (酒井恒房)

グラウンド整備のスケジュールでございますが、工事につきましてはグラウンドの盛り土までは、 本体工事であります更新施設の建設工事の中に入っており、JVが実施をいたします。

主な内容でございますが、散水栓などの給水工事、地盤整備工事などがあります。その後、組合の工事としまして、表面の仕上げ及び上部の工作物の設置があります。具体的にはグラウンドの芝張り工事、バックネット、ベンチなどの設置であります。

今後の予定でありますが、11月中には現在の仮設の作業場、資材置き場、駐車場、仮設事務所を

整備いたしまして、12月ごろから造成工事に入っていきたいと考えております。

その後、地盤工事、給排水工事に入り、上部工作物でありますバックネットを設置し、最終的に は芝張り、ベンチなどの小規模工作物を設置していく予定であります。

更新施設の外溝工事との調整をしながら工事を行っていきますので、工事の完了は3月の末ごろ になろうかと考えております。

また使用開始につきましては、芝生の定着を待って使用したいと考えております。

使用の仕方についての考え方ですが、これは過去において使用していただいたのが基本になるのではないか、このように考えております。

以上でございます。

○議長 (塚本孝明)

13番 山内智彦議員。

○13番(山内智彦)

どうもありがとうございました。このグラウンドにつきましては、やはり子供たちが使うことが多くなるかと思いますが、そういう、なかなかやる場所が限られている中で有効的に使えるよう整備していただきたいというふうに思っておりまして、もちろん、このために余分なお金を使ってくださいという話ではなくて、今、予算がもちろんあるわけですが、その予算をいかに有効活用するかということです。例えば砂地にしても、同じ値段だったらやはり使い勝手がいいものをいろいろ研究されてやっていただきたいですし、あるいはどこにどういったものを、時計の一つについても、後々またこういうものをつけてほしいというニーズがある、そういうようなことが安易に考えられるものですから、やはりある程度想定できるものについてはいろいろ議論を重ねていただいて、どういったところにどういうものを設置するのか、あるいはその規格はどうであるのがいいのか、そういうことも見ていっていただきたいと思います。

私は、今までスポーツ関係でいろいろ仕事をしていた部分もあるんですが、見ると規格外のものができていて、どうしてこんなふうになってしまったのかというようなことが市内でも幾つか見たこともありますので、そういう部分で、つくった後はもう直せませんので、つくる前にしっかり議論を重ねて、同じ金額でも質のいいものをぜひつくってほしいと思います。

○議長 (塚本孝明)

ほかに質疑もないように思われますので、これで質疑を終わります。

○議長(塚本孝明)

以上で本日の議事日程は、全部終了いたしました。

これをもちまして、平成20年第2回刈谷知立環境組合議会定例会を閉会いたします。

会議録署名議員

刈谷知立環境組合議会議長 塚本 孝明

刈谷知立環境組合議会議員 佐野 泰基

刈谷知立環境組合議会議員 田中 信好